

創業スタートアップ支援事業補助金

1 目 的

町内において創業・起業に挑戦する方のスタートアップを支援し、町内の創業・起業の促進を図ることを目的とします。

2 補助対象者

交付申請年度中に創業し、以下の条件を満たす方が対象です。

- (1) 町内で創業する者であって、町内に事業所等を設置しようとしている者
- (2) 町が実施する川西町創業支援事業計画における特定創業支援事業により支援の決定を受けた者
- (3) 川西町商工会の会員又は会員になる予定の者
- (4) 国、県、町及び他の団体等から本事業と重複する補助金等の交付を受けていない者
- (5) 町が定める川西町暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当しない者

3 補助対象事業

創業予定者及び創業者が創業にあたり必要な経営環境及び経営基盤の整備を行う事業が対象となります。

4 補助対象外の業種

以下の産業標準分類に該当する業種は、対象となりません。

大分類		中分類		小分類	
G	情報通信業	38	放送業	381	公共放送業（有線放送業を除く）
L	学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関		全業種
O	教育、学習支援業	81	その他の教育、学習支援業		全業種
				820	管理、補助的経済活動を行う事業所
				821	社会教育
				822	職業、教育支援施設
				829	他に分類されない教育、学習支援業
P	医療、福祉	83	医療業	830	管理、補助的経済活動を行う事業所
				831	病院
				832	一般診療所
				833	歯科診療所
				834	助産・看護業
		84	保険衛生		全業種

		85	社会保険・社会福祉・介護事業		全業種
Q	複合サービス業	87	協同組合（他に分類されないもの）		全業種
R	サービス業（他に分類されないもの）	93	政治・経済・文化団体		全業種
		94	宗教		全業種
		95	その他のサービス業		全業種
		96	外国公務		全業種

※上記以外の業種であっても、フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき開始する事業は対象となりませんのでご注意ください。

5 補助対象経費

補助対象経費	
経費区分	内 容
広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等の作成、広報媒体等の活用及び看板の作成等のために支払われる経費
展示会等 出展費	新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費
旅費	創業に関して必要な旅費 ・展示会、商談会等への交通費 ・従業員の研修参加のための交通費
採用活動費	今後の自社の幹部候補生を採用するための経費
研修費	従業員の人材育成のために実施する研修会等の経費 ・従業員の勉強会への参加料 ・o f f – J T研修を実施した際の外部講師の謝金
専門家謝金	創業準備及び事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
委託費	自ら実行することが困難な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費
賃料	創業に関して必要な機械・装置及び建物・設備のリース・レンタル料等（補助事業を実施した年度の3月31日までに支払いを完了した経費に限る。）
機械・装置費	創業にあたり必要な機械装置等の購入に要する経費
建物・設備費	事業所の建物及び建物附属設備の取得改修に係る経費並びにこれに係る既存の建物、建物附属設備及び構築物の解体に係る経費
資格取得費	創業に必要な国家資格、公的資格及び民間資格取得に係る経費（普通自動車第1種免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許、小型自動二輪車免許、原動機付自転車運転免許は対象外）

補助事業に合致しない経費	
・必要な経理書類を用意できないもの ・交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの ・町内の事業所に設置されないもの ・除雪機械等汎用性のあるもの ・自社内部の取引によるもの ・不動産の運用を目的として購入するもの ・土地の購入費 ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用 ・補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用 ・事業の実施に直接関係しない自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用 ・各種保証・保険料（ただし、旅費に係る航空保険料、展示会等出展で主催者から義務付けられた保険料に係るものは補助対象とする。） ・販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費 ・消耗品、光熱水費、通信費、役員報酬及び直接人件費、食糧費、公租公課、金融機関等への振込手数料 ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費	

6 補助率及び補助金額

補助率及び補助金額	補助対象経費合計（消費税を除く）の2／3以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。
補助金額の加算	以下のいずれかに該当する場合、上記補助金額に10万円を加算する。 (1) 空き店舗や空き家を活用し、その売買又は賃借契約の締結日から1年以内に創業しようとする場合または創業した場合 (2) 川西町に転入後3年以内に創業しようとする場合または創業した場合

※加算要件となる「空き家」は、川西町空き家バンクに登録された物件を活用する場合を対象とします。

7 提出書類

(1) 交付申請

- ① 補助金交付申請書
 - ② 町が支援決定した特定創業支援事業を受けて作成した事業計画書
 - ③ 経費予算書
 - ④ 交付の対象となる経費の明細及び積算内容が確認できる書類（見積書等の写し）
 - ⑤ 税務署へ提出した個人事業の開業等届出書の写し（個人事業の場合に限る。）
 - ⑥ 町が支援決定した特定創業支援事業を受けたことの証明書（既に当該事業を受けた者に限る。）
 - ⑦ 補助金の加算要件（空き家・空き店舗、移住）が確認できる書類（該当者に限る）
- ※申請内容により、その他提出が必要な書類があります。

(2) 創業報告

- ① 開業届出書の写し（個人事業主）
- ② 履歴事項全部証明書（法人）

(3) 実績報告

- ① 補助金実績報告書
- ② 経費決算書（様式第2号）
- ③ 事業に係る経費の支払いを証明する書類（通帳の写し、領収書の写し及び出納帳簿等の写し）
- ④ 写真、チラシ及び報告書等の事業の実施状況がわかるもの
※申請内容により、その他提出が必要な書類があります。
- ⑤ 川西町商工会の入会を証明する書類（加入承諾書の写し等）
- ⑥ 補助金の加算要件（空き家・空き店舗、移住）を証明する書類（該当者に限る）
- ⑦ 開業届出書の写し（個人事業主）
- ⑧ 履歴事項全部証明書（法人）

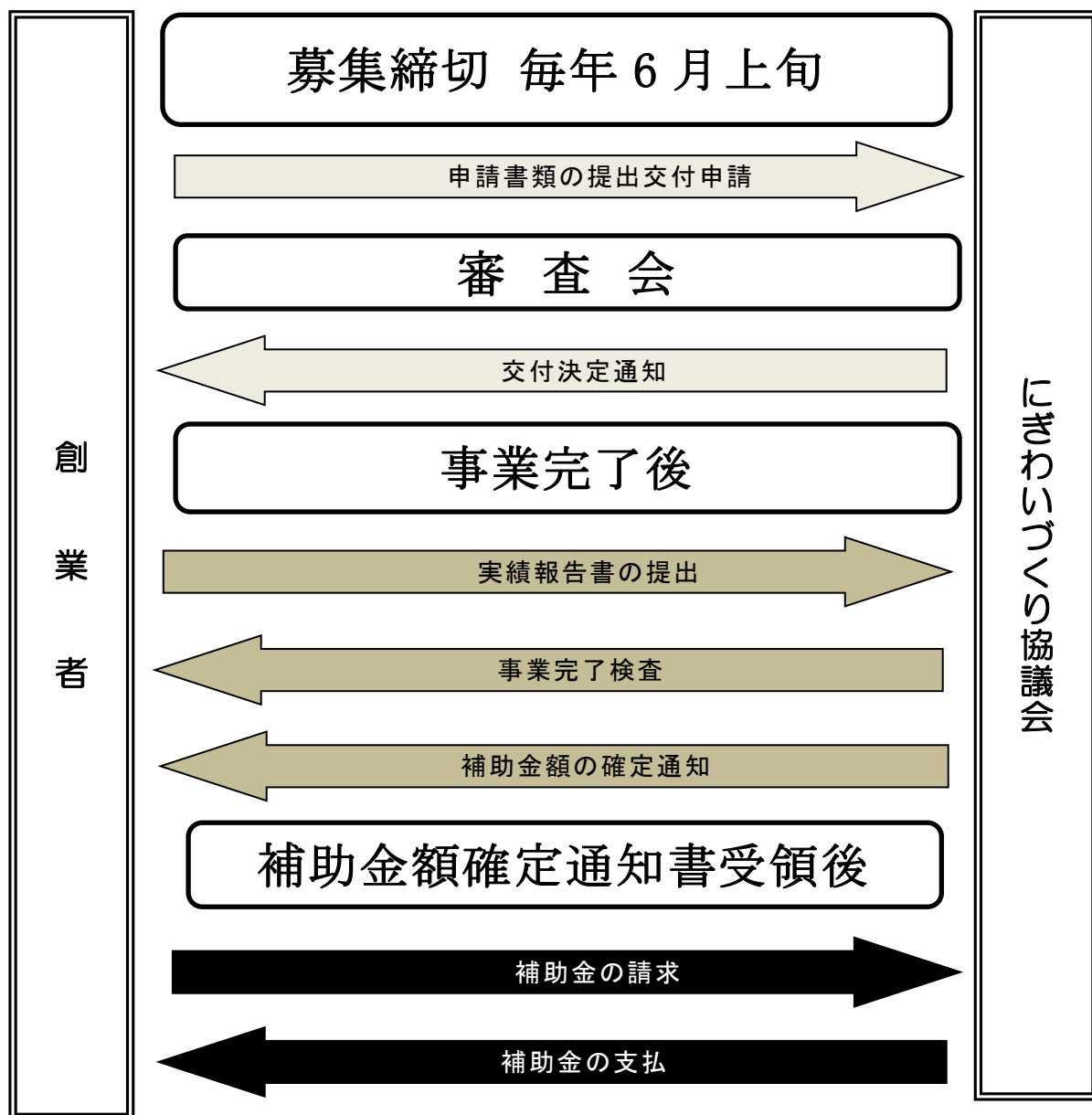
(4) 補助金請求

- ① 補助金請求書（様式第8号）

8 留意点

- (1) 補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができません。
- (2) 補助金の交付については、審査会を経て審査します。申請要件を満たしていても審査の結果、補助金の交付を受けられないことがありますのでご了承ください。
- (3) 審査会に出席を求め、ヒアリングを行う場合があります。
- (4) 補助金の支払いは、事業完了後となりますので、補助事業期間中の経費については、自己資金や借入金等で自己調達する必要があります。
- (5) 交付決定を受けた内容に変更があるときは、変更申請が必要となる場合がありますので、事前に担当までご連絡ください。

9 手続きの流れ



にぎわいづくり協議会事務局
川西町 商工観光課 商工労政係
電話：0238-42-6645